

施行日 平成30年6月24日  
改正 平成31年3月1日

## 日本ドッグサーフィン連盟 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当連盟は、日本ドッグサーフィン連盟（以下「J D S A」という。）と称し、英字ではJ D S Aと表示する。J D S Aを英文で表記にする場合は、JAPAN DOG SURFING ASSOCIATION とする。

(ロゴ)

第2条 J D S Aのロゴは、別記に定める。

2 他の団体や個人がJ D S Aのロゴを使用する場合は、J D S Aに申請するものとし、使用の承諾は理事会で決定する。

(主たる事務所)

第3条 J D S Aは、主たる事務所を神奈川県藤沢市辻堂東海岸4-1-21 マーポーロイヤルハワイ内に置く。

(目的)

第4条 J D S Aは、日本におけるドッグサーフィン界を代表し、その中枢機関としてドッグサーフィンの普及ならびにドッグサーフィン競技の健全なる発展を図り、併せてドッグサーフィンを通じて水上でのドッグスポーツ活動の普及活動を推進する。

国内及び海外のドッグサーフィンを行っている個人及び団体との親睦を図る事を目的とし、その目的に資するため、次の事業を実施する。

- (1) 日本ドッグサーフィン選手権大会、その他の競技会の開催
- (2) 各種ドッグサーフィン競技会の後援及び公認
- (3) ドッグサーフィン技術の展開
- (4) ドッグサーフィンに関する普及
- (5) ドッグサーフィンを実施するための装備ならびにサーフボードに関する研究開発
- (6) ドッグサーフィンに対する安全と事故防止のための講習会の開催及びこれに類する活動
- (7) 海外競技会に出場するものの資格審査
- (8) 日本におけるドッグサーフィン競技規則の制定
- (9) サーフィン中における救助方法の講習会及びこれに類する活動
- (10) 公認審判員及び指導員などの認定ならびに養成
- (11) 機関紙及び刊行物の発行
- (12) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 J D S Aの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所及びホームページに掲載する方法により行う。

### 第2章 役員

(役員の設定)

第6条 J D S Aに、理事2名以上を置く。

2 理事のうち1名を理事長とする。さらに1名を副理事長とする。

3 理事は、理事を招集して理事会を開催することができる。

(役員を選任)

第7条 理事は、理事会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第8条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、J D S Aを代表し、その業を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、J D S Aの業務を分担執行する。

(役員任期)

第9条 理事の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 理事は、第6条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第10条 理事は、理事会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第11条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてJ D S Aから受ける財産上の利益は、理事会の決議によって定める。

### 第3章 運営

(運営)

第12条 J D S Aの運営は、理事会で決定し理事長の承認を受けるものとする。

(イベント等)

第13条 J D S Aが主催(開催)するイベント等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日本ドッグサーフィン選手権大会(M A B O R O Y A L C U P D O G - D I V)
- (2) J D S Aドッグサーフィンスクール
- (3) J D S Aドッグサーフィンジャッジ養成
- (4) J D S Aドッグサーフィンインストラクター養成
- (5) その他理事会で決定した事項

(部会)

第14条 J D S Aの組織の下に次の各号に掲げる部会を設置することができる。

- (1) J D S A日本ドッグサーフィン選手権大会部会
- (2) J D S Aドッグサーフィンスクール部会
- (3) J D S Aドッグサーフィンジャッジ養成部会
- (4) J D S Aドッグサーフィンインストラクター養成部会
- (5) J D S Aマネージメント部会

2 部会で決定した事項は、理事会に報告するものとし、必要に応じて理事会の承認を受けるものとする。

### 第4章 会員

(会員)

第15条 J D S Aの主旨及び目的に賛同し、会員となった法人、団体及び個人に適用する。

(会員の種類)

第16条 J D S Aの会員種別は、本項に定める。

- (1) 一般会員  
一般会員とは、J D S Aの目的に賛同して入会した個人をいう。
- (2) パートナー会員  
パートナー会員とは、J D S Aの事業を協賛するために入会した個人、法人又は団体をいう。
- (3) ボランティア会員  
J D S Aの目的に賛同し、ボランティアとして協力する個人、法人又は団体をいう。
- (4) 会員外  
会員外とは、上記会員以外でイベント等に参加する者をいう。

(入会)

第17条 一般会員として入会しようとする者は、J D S Aの主旨や規律を理解・遵守することに同意し、申し込むことによって会員となる。

2 パートナー会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書をJ D S Aに提出し、理事会の承認を得ることによって会員となる。

3 ボランティア会員となろうとする者は、J D S Aの主旨や規律を理解・遵守することに同意し、申し込むことによって会員となる。

(変更届)

第18条 次の各号に該当する場合は、速やかにその事項を書面にてJ D S Aに届け出なければならない。

- (1) 法人又は団体の名称、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者に変更があったとき
- (2) 個人の氏名又は住所に変更があったとき

(年会費)

第19条 年会費(税別)は会員の種類に応じて次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般会員 5,000円(2018年6月現在)
- (2) パートナー会員 個人: 1口2,500円 団体: 1口5,000円(2018年6月現在)
- (3) ボランティア会員は無料とする。

2 会員の対象期間は、1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とし、会員はその対象期間における年会費を当年度4月末日までに納入しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、事業年度の途中に入会する会員の年会費に関しても期間に応じた減額はなく、全額を支払うものとする。

なお、当該会員は入会と同時に支払うものとする。

4 年会費は、課税扱いとする。

(一般会員の特典)

第20条 一般会員は次の特典を受けることができる。

- (1) J D S Aからの情報配信
- (2) J D S Aが主催するイベントへの参加優待権
- (3) J D S A会員証の受領

(パートナー会員の特典)

第21条 パートナー会員は次の特典を受けることができる。

- (1) J D S Aからの情報配信
- (2) J D S Aが主催するイベントでのPR機会の提供
- (3) J D S Aホームページ上でのパートナー会員名掲載(希望制)
- (4) 団体会員の場合、5口以上でホームページのトップページ、またイベントバナーへの広告等を掲載(希望制)

(ボランティア会員の特典)

第22条 ボランティア会員は次の特典を受けることができる。

- (1) J D S Aからの情報配信
- (2) J D S Aが主催又は共催するイベントへのボランティアでの参加による記念品の贈呈

(会員の資格喪失)

第23条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- (4) 定期に会費を納入せず、J D S Aによる会費の納入に関する督促が3回に達したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 理事会での同意があったとき
- (7) J D S Aが保有し、または管理を受託している知的財産並びに技術若しくは情報(文書図画等および電磁的方法によって指示されるもの、機会器具類を含む)を、寄託者もしくは原権利者またはJ D S Aの承諾なくして他の者に公開・漏洩等をしたとき。

(退会)

第24条 会員はいつでも退会することができる。

(除名)

第25条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において出席者議決権の過半数以上の多数による決議により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し理事会開催前までに除名の理由を付して通告し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) J D S Aの規約や遵守事項及び規律に反したとき。
- (2) J D S Aの名誉を毀損し、又はJ D S Aの目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき。

2 前項により除名が決議されたときはその会員に対し、通告するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第26条 会員が第23条、第24条、第25条の規定によりその資格を喪失したときは、J D S Aに対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 J D S Aは、会員がその資格を喪失しても、会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(会員名簿)

第27条 J D S Aは、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(紛争解決)

第28条 J D S Aと会員の間には紛争等が生じたときは、互いに誠実に協議するものとする。

## 第5章 事業年度及び収支

(事業年度)

第29条 J D S Aの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 J D S Aの事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第31条 J D S Aの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監査を受けた上で、理事会に提出し、第1号及び第5号の書類、承認を受ける。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第32条 J D S Aは、剰余金の分配を行わない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、理事会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 J D S Aは、理事会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 J D S Aが清算をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第36条 J D S Aの最初の事業年度は、J D S A成立の日から平成31年3月31日までとする。

(役員)

第37条 J D S Aの理事、理事長及び副理事長は次のとおりとする

(1) 理事

小室正則、御堂 巧、上條真木、安江善文

(2) 理事長

小室 正則

(3) 副理事長

安江 善文

(法令の準拠)

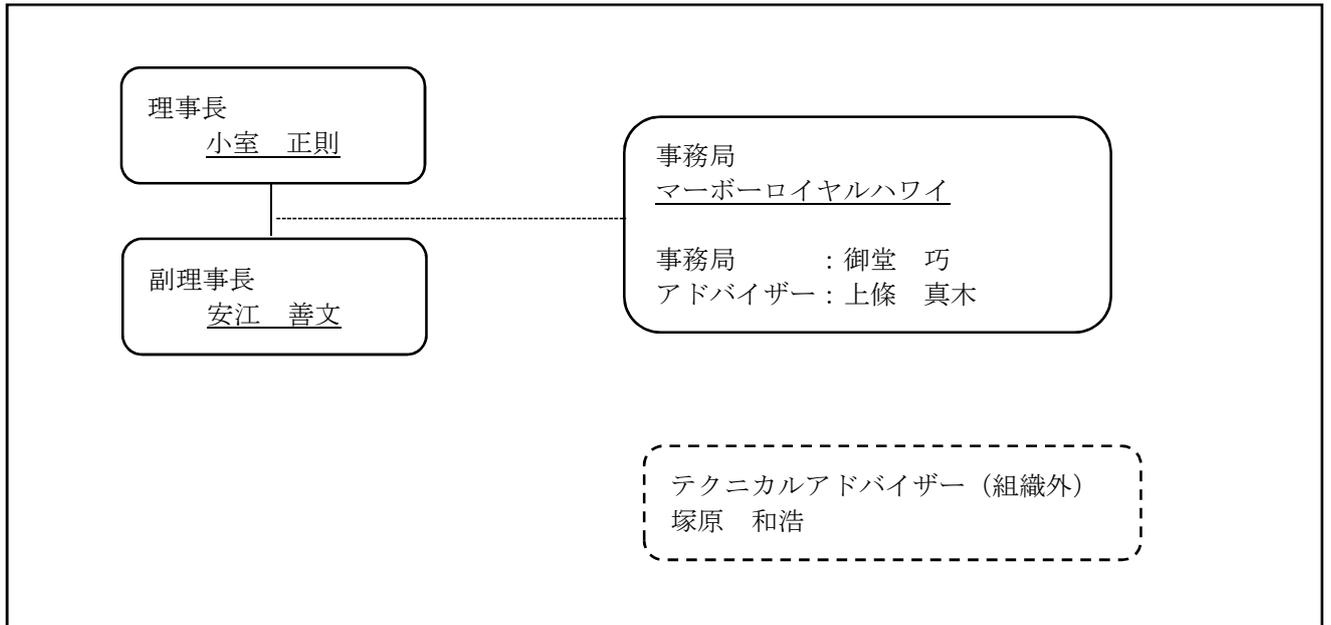
第38条 本定款に定めない事項は、すべての一般法人法その他の法令に従う。

## 附則

1 この定款は、平成30年6月24日から施行する。

2 この定款の一部を改訂し、平成31年3月31日から実施する。

## 1 JDSA組織図



## 2 JDSAロゴマーク

(1) JDSA公式ロゴマークは下記を使用する。



(2) JDSA活動ロゴマークは、下記を使用する。

① 活動ロゴマーク 1



② 活動ロゴマーク 2

